

令和 7 年度大船渡市木造住宅耐震改修支援事業実施要領

1 事業の目的

地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内の木造住宅の地震に対する安全性を向上させ、震災に強いまちづくりを推進することを目的としています。

2 対象住宅

次のいずれにも該当する住宅

- (1) 大船渡市内にある木造住宅で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- (2) 在来軸組構法又は伝統的構法の住宅
- (3) 専用住宅若しくは住宅部分が 1 / 2 以上の併用住宅で 2 階以下のもの
- (4) この制度又は国・県・市の他の制度による補助金等の交付を受けていないもの

3 補助の対象者

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者（法人を除く。）で耐震改修工事を行う者
- (2) 市税を滞納していない者

4 補助の対象となる費用

次に掲げるもので、かつ令和 8 年 2 月 28 日までに完了する工事のうち該当するものを補助対象費用とします。

- (1) 耐震改修工事費（※）
- (2) 耐震改修工事を行うために必要な既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事費
- (3) 耐震改修工事に係る設計費及び工事監理費

※ 耐震改修工事＝耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満と判定された場合において、当該住宅の判定値を 1.0 以上とするための改修工事をいいます。

5 補助額

補助対象経費の 4 / 5 かつ 限度額 115 万円

千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

6 申込手続き等

※必ず事前にご相談ください。

(1) 申込受付

大船渡市都市整備部住宅管理課に直接申込してください。

- ・ TEL 0192-27-3111（内線 322）
- ・ 郵送、FAXでの申込はできません。
- ・ 受付は必要書類が全て揃わなければ受付できません。事前に相談、申込があっても書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

(2) 申込に必要な書類等

- ・ 大船渡市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 付近見取り図
- ・ 現況平面図 及び改修工事後の平面図、基礎伏図
- ・ 耐震診断書の写し
- ・ 実施設計時の耐震計算書
- ・ 現況写真
- ・ 改修詳細図（耐震改修方法等が確認できるもの）
- ・ 耐震改修工事の見積書
- ・ 完納証明書（市税の未納が無いことを証明する書類）
- ・ その他市長が必要と認める書類

(3) 申込受付期間

令和 7 年 9 月 30 日（月）まで

※ ただし、予算が無くなり次第、受付を終了します。

申込受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（※土・日曜日・祝日を除く）

(4) 工事の変更等

工事の内容等に変更があったときは、交付申請時と同様に、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付(変更)申請書（様式第 1 号）に(2)の書類を添えて、提出してください。

(5) 補助金の交付の決定

申込があったときは、その内容について審査し、適当と認めた場合は、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）にて通知（送付）します。

交付決定通知書が届き次第、事業に着手してください。

(6) 工事の中止等

耐震改修工事を中止又は廃止するときは、速やかに木造住宅耐震改修支援事業中止（廃止）届（様式第3号）を提出してください。

(7) 完了報告及び補助金の交付額の確定

耐震改修工事が完了したときは、完了実績報告書（様式第4号）に次の書類を添付し、速やかに提出してください。また、完了実績報告書を受領したときは、その内容について審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めたときは、補助金の交付金額を確定し、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）にて通知（送付）します。

- ・工事施工中及び完了後の写真
- ・領収書の写し（耐震改修に要した費用を証するもの）
- ・一般診断法計算書（交付時と同じ場合は不要）
- ・その他市長が認める書類

(8) 検査及び助言

補助事業が適正になされているかを確認する必要があるときには、申請者に通知の上、その敷地内に入り検査を行います。その場合に、補助事業が適正に行われていないと認められるときは、適正に行われるように必要な指導を行います。また、申請者が指導に従わないときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消します。

7 その他

当該事業に係る疑問等を解決するため、Q&A集を作成し随時更新します。（大船渡市ホームページに掲載）